

2024年5月16日(木) ハコラク6月号 掲載

医療の現場から『医療ソーシャルワーカーとは？』

医療福祉相談室 金丸 奈那美 主任

医療ソーシャルワーカーとは？



函館中央病院

総合医療支援センター

医療福祉相談室 主任(社会福祉士)

金丸 奈那美さん

医療ソーシャルワーカーという職種はご存じですか？近年この職種を配置する医療機関が多くなっています。厚生労働省医療ソーシャルワーカー業務指針によれば、医療ソーシャルワーカーの業務内容を「保健医療の場において、社会福祉の立場から患者のかかえる経済的、心理的、社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る」と記しています。

職種か例を挙げて紹介します。例えば通院や入院する場合に医療費はどのくらいかかるのか、経済的なことで不安に思われた経験はありませんか？その場合には医療ソーシャルワーカーが医療費について説明を行い、必要に応じて患者様が社会資源を活用できるように各関係機関に橋渡しするなど、治療に専念できるように不安解消のサポートをします。

また、医療機関での入院加療が一段落しても、何らかの理由で退院が困難となる患者様がいらっしゃいます。リハビリや療養の継続のために専門の医療機関や施設などへの転院、入所が必要な際、医療ソーシャルワーカーが窓口となり、各医療機関や施設と調整を図ることも少なくありません。さらに、身近な方のサポートや社会資源の活用を通して地域で患者様が安心して暮らすことができる体制を整えるために、院内の専門職や関係機関の方々と協働しながら支援を行います。

このように患者様一人ひとりの立場や治療状況、取り巻く生活背景などに添いながら患者様と社会資源を繋げることに留まらず、問題解決のために患者様が持っている力を最大限に発揮できるように寄り添い、共に考え、時には助言することも、医療ソーシャルワーカーの役割です。

地域の皆様にとって、医療機関では初めてのできごとが多く、戸惑うことがあるかもしれません。医療機関で誰に尋ねるべきか悩むことや困りごとがあれば、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。解決の糸口が見つかるきっかけになると思っています。